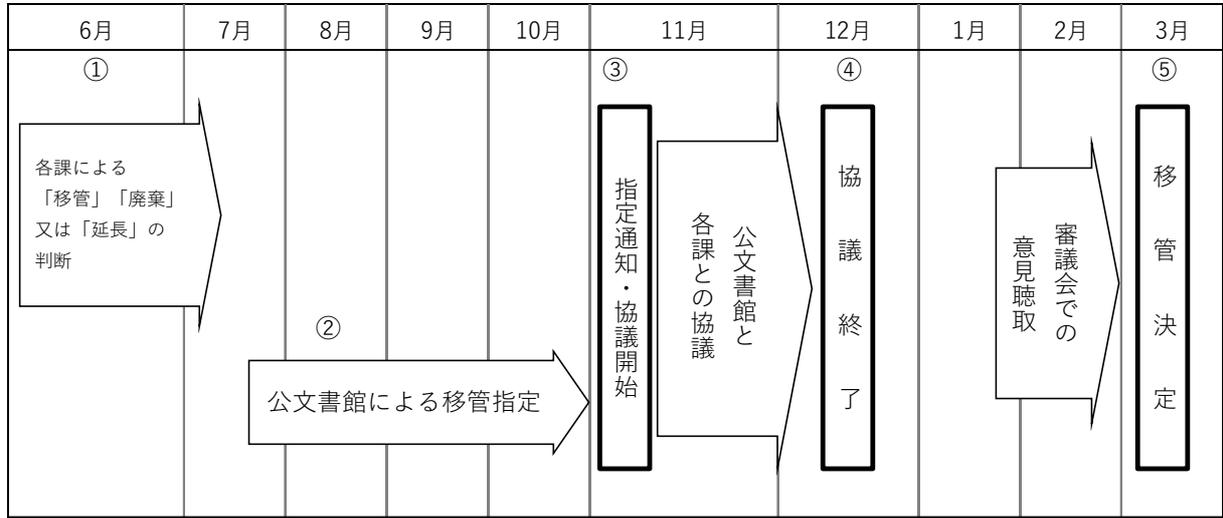


## 移管決定までの経過について

## 【令和3年（2021年）度保存期間満了簿冊の移管指定スケジュール】



## ① 各課による令和3年（2021年）度保存期間満了予定簿冊の措置方針の決定

各課では、保存期間満了予定簿冊について、保存期間満了（＝来年度以降は業務上使用しない）か、保存期間延長（＝来年度以降も業務上使用する）かを判断しました。

状況	件数	割合
満了〔公文書館に移管又は廃棄〕	113,117	90.3%
延長⑦〔後年次に移管か廃棄かを検討〕	12,117	9.7%
合計	125,234	100.0%

## ② 各課による移管指定及び公文書館による移管指定

各課では、保存期間満了と判断した簿冊の中から、公文書館に移管する簿冊を指定しました。また、並行して公文書館でも、移管を求める簿冊を指定しました。その結果、各課では489件を指定し、公文書館では616件を指定しました。

## 【公文書館の移管指定状況】

状況	件数	割合
移管指定	616	0.5%
公文書館のみ指定 ①	394	
双方で指定 ②	222	
非指定（＝廃棄）	111,740	99.5%
合計※ <sup>1</sup>	112,356	100.0%

## 【各課の移管指定状況】

状況	件数	割合
移管指定	489	0.4%
各課のみ指定 ⑦	267	
双方で指定 ②	222	
非指定（＝廃棄）	111,867	99.6%
合計	112,356	100.0%

※<sup>1</sup>①において満了が113,117件であったが、後述の③における協議開始前までに、業務に使用する必要が新たに生じた等の理由により各課による「延長」判断後に追加で761件が保存期間延長とされたため、合計件数が異なる。

### ③ 移管指定通知と協議開始

公文書館及び各課の指定状況を各課へ通知し、公文書館と各課で判断の異なる簿冊（㉑及び㉒）の取扱いについて協議を行いました（㉓については、双方の判断が一致しているため移管に決定）。

【公文書館のみ指定簿冊の協議結果】

状況	件数	割合
移管 ㉑	266	67.5%
延長 ㉒	69	17.5%
指定取消（=廃棄） ㉓	59	15.0%
合計	394	100.0%

【各課のみ指定簿冊の協議結果】

状況	件数	割合
移管 ㉑	0	0.0%
延長 ㉒	20	7.5%
指定取消（=廃棄） ㉓	247	92.5%
合計	267	100.0%

### ④ 移管指定協議終了

令和3年（2021年）度保存期間満了予定簿冊の最終的な状況は、下表のとおりとなりました。

【保存期間満了予定簿冊の最終状況（全体）】

状況	件数	割合
移管 ㉑+㉒+㉓	488	0.4%
延長 ㉔+㉕+㉖+※ <sup>2</sup>	14,681	11.7%
満了（=廃棄）	110,065	87.9%
合計	125,234	100.0%

※<sup>2</sup>㉔、㉕、㉖以外で、※<sup>1</sup>において延長となった761件と業務に使用する必要が新たに生じた等の理由により、各課による「延長」判断後に追加で保存期間延長とされた件数（1,714件）を含める。

【保存期間満了予定簿冊の最終状況（保存期間別）】

状況 保存期間	公文書館への移管	保存する期間の 延長	満了（=廃棄）	合計
30年以上	391 (5.6%)	4,658 (67.3%)	1,873 (27.1%)	6,922 (100.0%)
11～29年	1 (0.1%)	527 (64.4%)	291 (35.5%)	819 (100.0%)
10年	62 (0.8%)	3,494 (43.0%)	4,567 (56.2%)	8,123 (100.0%)
10年未満	34 (0.03%)	6,002 (5.49%)	103,334 (94.48%)	109,370 (100.0%)
合計	488 (0.4%)	14,681 (11.7%)	110,065 (87.9%)	125,234 (100.0%)

### ⑤ 公文書管理審議会での意見聴取

廃棄予定簿冊のうち10年以上保存されたものについて、公文書管理審議会にて意見を聴取し、最終的な移管簿冊・廃棄簿冊を決定します。